平成２３年（フ）第８３号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目26番35号　メゾン諸見里203号室
債務者　福澤　リサ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３１０号
東京都府中市白糸台３丁目53番地の９内藤荘101
債務者　伊勢　都雄
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１１号
横浜市金沢区六浦３丁目22―16ハイツナガシマＡ棟102号、住民票上の住所横浜市栄区元大橋２丁目20番８号
債務者　町山　典子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２１号
横浜市南区弘明寺町310―９　ヒル・フォーク弘明寺206号、住民票上の住所横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅７棟302号
債務者　田中　雅美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２４号
横浜市港北区大豆戸町221番地　富樫荘２―Ａ号室
債務者　向井　順一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２９号
横浜市神奈川区菅田町2459番地４
債務者　飯田　一夫
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５１号
横浜市保土ケ谷区岡沢町229番地
債務者　大野　正春
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７９号
横浜市港北区篠原台町33番26号　台町テラス101号
債務者　種岡　重臣
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８９号
横浜市神奈川区六角橋５丁目４番27号　芦垣荘101号
債務者　岸本　純一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３０号
横浜市鶴見区朝日町２丁目89番地　パークハイツ鶴見Ａ―504
債務者　川原　康司
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４０号
横浜市港北区仲手原１丁目15番14号
債務者　八木　由美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５１号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平10番１―518号
債務者　岩崎八重子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５３号
静岡県富士市中丸837番地の１、前住所静岡県富士市中丸679番地の９
債務者　小山美智男
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２５４号
静岡県富士市五貫島466番地　市営住宅四軒屋団地28号、前住所静岡県富士市中丸837番地の１
債務者　小山　謙治
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３５号
栃木県佐野市小見町106番地６　両毛ハイツ小見Ｂ205
債務者　斎藤　　州
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部